

日本年金機構 千葉年金事務所御中

## 審査請求前の確認事項について（照会の催告）

平成29年7月31日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

上支給停止解除代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

FAX 045-260-6256

### 記

平成29年7月11日付で、保険者代行に対し、照会文書到達の日の翌日から起算して1週間以内の回答を求めましたが、2週間以上経過した現在においても、まだ回答がありません。

繰り返しになりますが、関東信越厚生局では「審査請求を行うときは、あらかじめ保険者に対して、処分の内容について、できる限り詳細な説明を受けるようにしてください。」として、審査請求前の確認を求めています。

当代理人は、審査請求の理由を作成する上で、まず前提として争点を特定する必要があります。このため、保険者代行からの明確な説明がなければ、争点を定めることができません。

については、次の1点について、保険者代行に対して審査請求前の確認をしますので、かかる事項について代理人が確認できるよう必ず文書で回答してください。

- 1 保険者代行が請求者の障害の状態に対して「2級の障害の程度に該当しない」と判断した根拠となる認定基準について「第●●章■節の認定要領の

▲▲という，記載事項の部分を適用した」と具体的に明示し，さらに2級に該当しない根拠・理由を具体的に説明してください。

尚，代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があります，この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので，上記1点について，今度こそ本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上